

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月12日

宮崎地方裁判所民事部

裁判所書記官 澤津橋 秀 幸

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 3月26日から 令和 8年 4月 2日まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月 9日 午前 9時30分 場 所 宮崎地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 4月23日 午前 9時50分 場 所 宮崎地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができません。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 8年 3月12日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

1 所 在 宮崎市清武町加納字家次
地 番 乙191番7
地 目 宅地
地 積 310.00平方メートル

共有者 A 持分9分の4
共有者 B 持分9分の4
共有者 C 持分72分の1
共有者 D 持分144分の1
共有者 E 持分144分の1
共有者 F 持分36分の1
共有者 G 持分36分の1
共有者 H 持分36分の1

2 所 在 宮崎市清武町加納字家次 乙191番地7
家屋 番号 乙191番7
種 類 居宅・工場
構 造 鉄骨造スレート葺平家建
床 面 積 140.74平方メートル

共有者 A 持分9分の4
共有者 B 持分9分の4
共有者 C 持分72分の1
共有者 D 持分144分の1
共有者 E 持分144分の1
共有者 F 持分36分の1
共有者 G 持分36分の1
共有者 H 持分36分の1

物 件 明 細 書

令和 8年 2月10日

宮崎地方裁判所民事部

裁判所書記官 澤津橋 秀 幸

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありません。また、記載されている事実や判断も要点のみの簡素なものですので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

- ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
 - 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。また、BIT（不動産競売物件情報サイト）の「お知らせ」ページからダウンロードが可能です。

物 件 目 録

1 所 在 宮崎市清武町加納字家次
地 番 乙191番7
地 目 宅地
地 積 310.00平方メートル

共有者 A 持分9分の4
共有者 B 持分9分の4
共有者 C 持分72分の1
共有者 D 持分144分の1
共有者 E 持分144分の1
共有者 F 持分36分の1
共有者 G 持分36分の1
共有者 H 持分36分の1

2 所 在 宮崎市清武町加納字家次 乙191番地7
家屋 番号 乙191番7
種 類 居宅・工場
構 造 鉄骨造スレート葺平家建
床 面 積 140.74平方メートル

共有者 A 持分9分の4
共有者 B 持分9分の4
共有者 C 持分72分の1
共有者 D 持分144分の1
共有者 E 持分144分の1
共有者 F 持分36分の1
共有者 G 持分36分の1
共有者 H 持分36分の1

令和7年(ケ)第58号
令和7年12月8日受理
令和8年1月19日提出

現況調査報告書

宮崎地方裁判所
執行官 佐藤 浩二

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

- 1 所在地 宮崎市清武町加納字家次
番 乙191番7
目 宅地
積 310.00平方メートル
- 共有者 A 持分9分の4
共有者 B 持分9分の4
共有者 C 持分72分の1
共有者 D 持分144分の1
共有者 E 持分144分の1
共有者 F 持分36分の1
共有者 G 持分36分の1
共有者 H 持分36分の1

(分配割合)

- I 6分の3
J 6分の1
A 6分の1
B 6分の1

- 2 所在地 宮崎市清武町加納字家次 乙191番地7
家屋番号 乙191番7
種類 居宅・工場
構造 鉄骨造スレート葺平家建
床面積 140.74平方メートル
- 共有者 A 持分9分の4
共有者 B 持分9分の4
共有者 C 持分72分の1
共有者 D 持分144分の1
共有者 E 持分144分の1
共有者 F 持分36分の1
共有者 G 持分36分の1
共有者 H 持分36分の1

(分配割合)

- I 6分の3
J 6分の1
A 6分の1
B 6分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	「住居表示未実施」
土地	物件1
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 公衆用道路 <input type="checkbox"/>
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地共有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を共有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある
その他の事項	・本土地の北西端は県道宮崎北郷線(写真①、②)、南端は市道(あさひ12号線、写真②)に接する。 ・本土地の南側部分には、油分離槽(写真④)及び看板2本(写真①、②)が存在する。
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物共有者A <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が、本建物に動産を残置したまま空き家の状態で管理・占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	・本建物には屋根裏物置が存在する(写真⑩)。
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない
土地建物の位置関係	<input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者(当事者との関係)	陳述内容等
■ A (申立人)	1 本物件では、過去に私の父親が自動車の修理工場を経営していました。父が亡くなった後、しばらくの間長男が経営を引き継いでいましたが令和2年に同工場を閉鎖しました。その後、私の母親Iが一人で居住していましたが、同人が亡くなった後は、現在まで約3年間、Iの動産を残したまま空き家です。現在は、私が物件2建物の鍵を所持し、本物件の固定資産税を支払い管理しています。上記建物内の機械・器具等は全て処分しており今は残っていません。 2 物件1土地と隣接地との境界についての争い等はありません。
■ 宮崎市環境指導課担当者	1 物件1土地の油分離槽につき、水質汚濁防止法(施行令)における特定施設としての当環境課への届出はないため、その詳細については不明です。
執行官の意見	
1 物件1土地の全部は、物件2建物の敷地(コンクリート敷)となっており、北西の県道に向けてやや下っているものの概ね平坦な地形である(写真①、土地建物位置関係図)。南側市道とは0ないし約1.7メートルの高低差がある(写真②)。 2 境界については、接道部分(側溝)及びコンクリートブロック積みで区分され概ね確認できる。 3(1) 物件2建物につき、経年に伴う老朽化が認められる。外観は、壁面のヒビ・破損・錆等(写真①ないし④、⑭)が見られ、内観の居宅部分においては、多数の雨漏り跡(写真⑭、⑯)、天井の歪み、畳の撓み・腐食、床の軋み、風呂タイルのヒビ割れ等があるほか、工場部分の天井板の破損(写真⑨)を確認した。シロアリの被害は不明である。 (2) 上記建物内に機械・器具等は存在しない。 なお、同建物内には家財道具、衣類等の動産が存在する。 (3) 工場の壁には「有機溶剤等使用の注意事項」と題する警告板が存在する(写真⑩)。 (4) 物件1土地の南側部分には、前記のとおり油分離槽が存在するものの、構造等については、上部の蓋が開かないため確認できない(写真⑪)。 4 本件物件の占有関係は、Aの陳述、関係書類及び現況等から2枚目記載のとおり認めた。 5 物件1土地の隣接道路につき、登記記録を調査し、物件1土地の北西側に隣接する目的外土地(乙192番・乙191番2)の地目は「田」及び目的外土地(乙191番4)の地目は「宅地」、所有者はいずれもKであることを確認した。	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

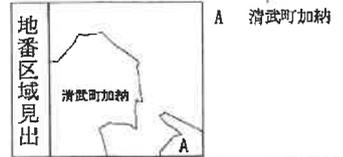
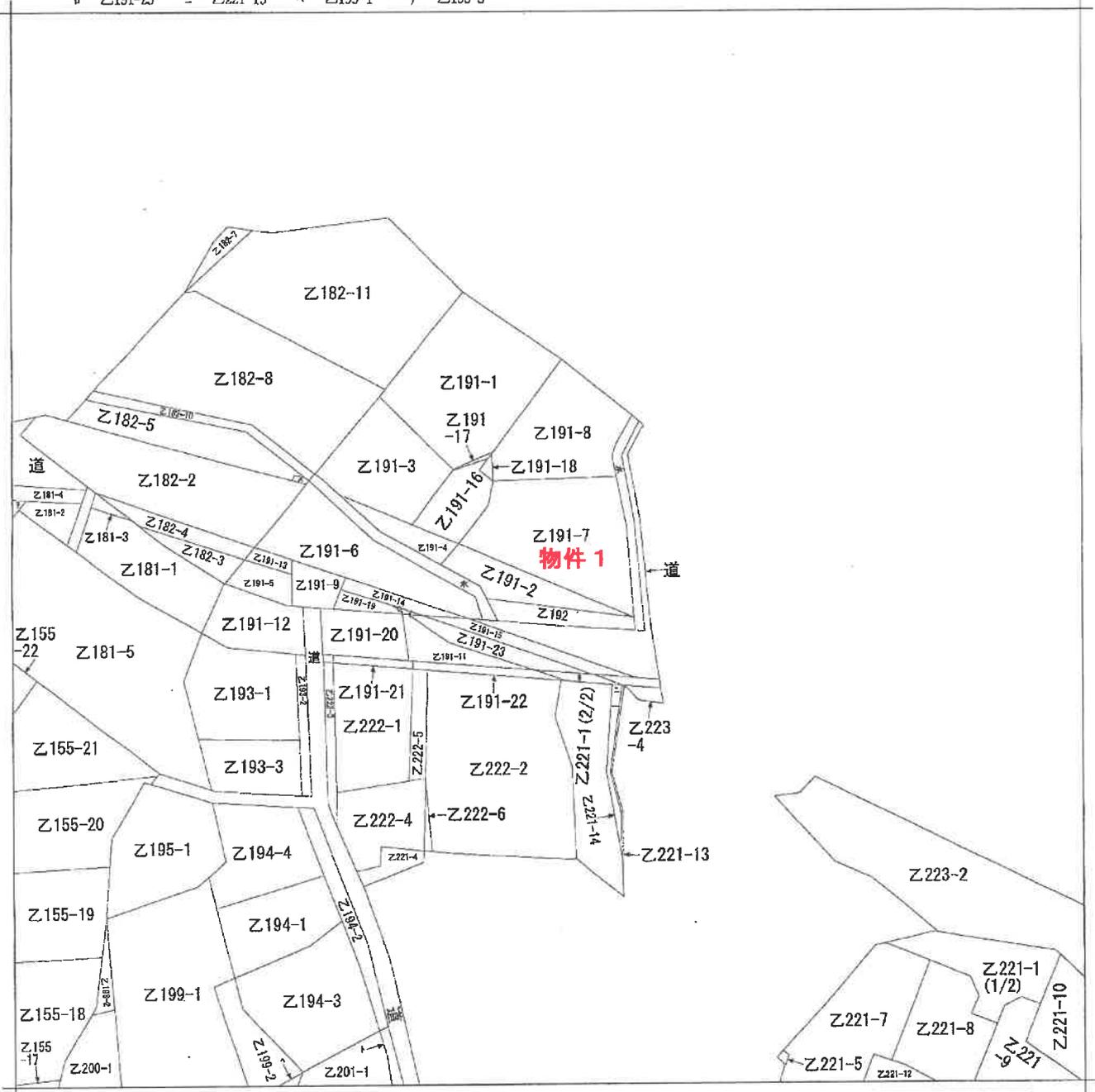
(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年12月9日 12:40-12:50(10)	宮崎地方法務局	■底地調査 ■公図(白地)・隣接地登記簿取得
令和7年12月9日 13:10-13:20(10)	宮崎市役所	■建物間取図・公課証明書・航空写真(重ね図)請求
令和7年12月10日 14:00-14:40(40)	物件所在地	■現場所確認・占有調査 ■外観写真撮影
令和7年12月10日 15:10-15:20(10)	A住所地	■不在通知書差入れ
令和7年12月11日 15:45-15:50(5)	電話聴取	■Aから聴取
令和7年12月16日 13:00-14:10(70)	物件所在地	■評価人同行 ■立入調査・写真撮影等 ■A立会い(聴取)
令和8年1月7日 16:40-16:55(15)	電話聴取	■宮崎市環境指導課担当者から聴取
令和8年1月8日 13:10-13:30(20)	物件所在地	■写真撮影等
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることが予想されたので解錠技術者を同行した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

公図写し

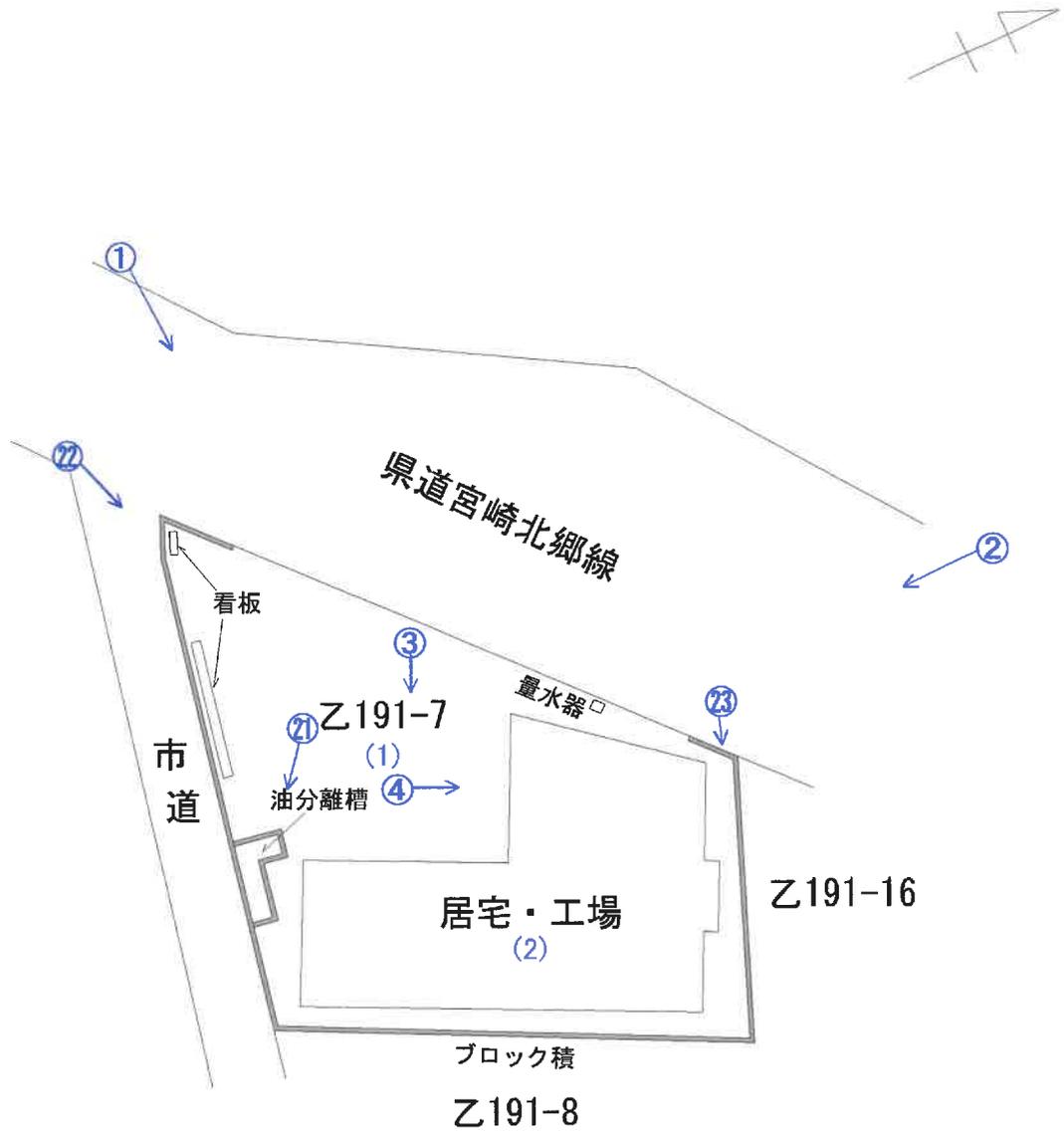
イ Z191-10 ハ Z182-6 ヘ Z191-24 ト Z201-2
 ロ Z191-25 ニ Z221-15 ヘ Z199-1 チ Z155-3



請求部分	所在	宮崎市清武町加納字家次			地番	乙191番7		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系又は番号は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)		補事項	方位不明	

A 3版をA 4版に縮小

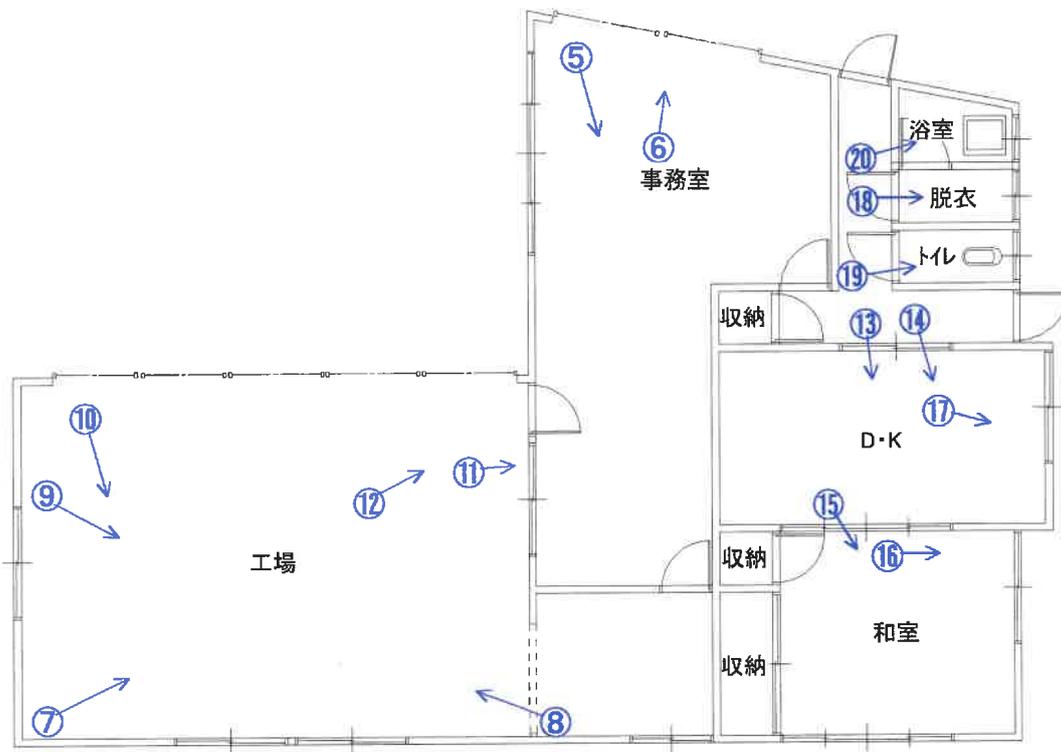
土地建物位置関係図



※この図面は土地、建物等の位置を概略的に表示したものであり、境界等を確定するものではありません。

写真撮影位置・方向 

間取図



写真撮影位置・方向○→

(7枚目)

写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥



写真⑦

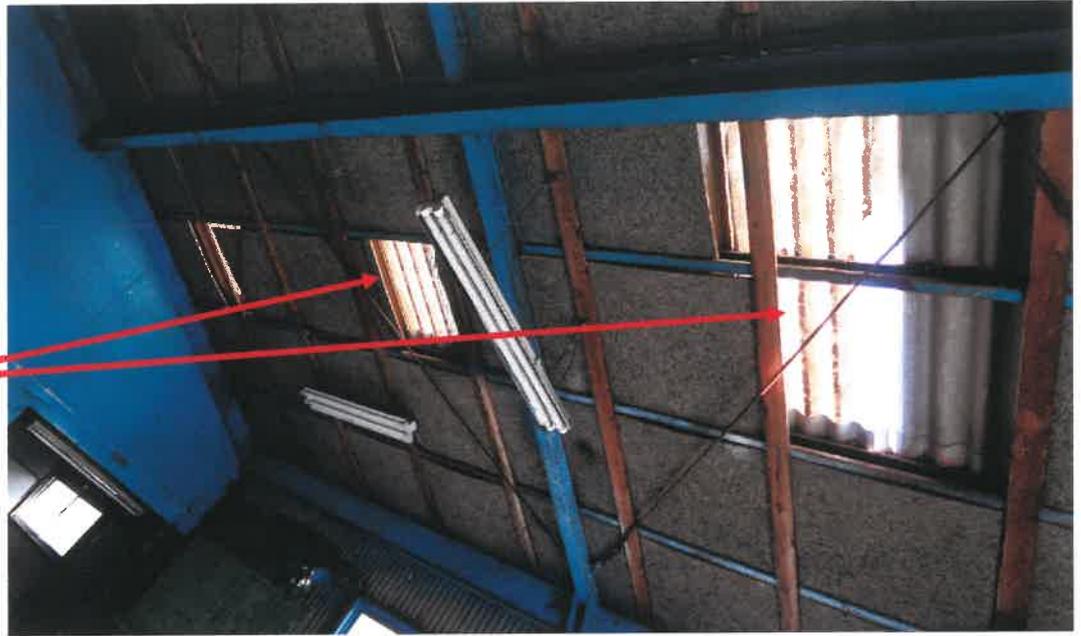


写真⑧



写真⑨

工場天井の
破損状況



写真⑩

工場床の
状況



写真⑪



「有機溶剤等使用の注意事項」の警告板

写真⑫

屋根裏
物置



写真⑬

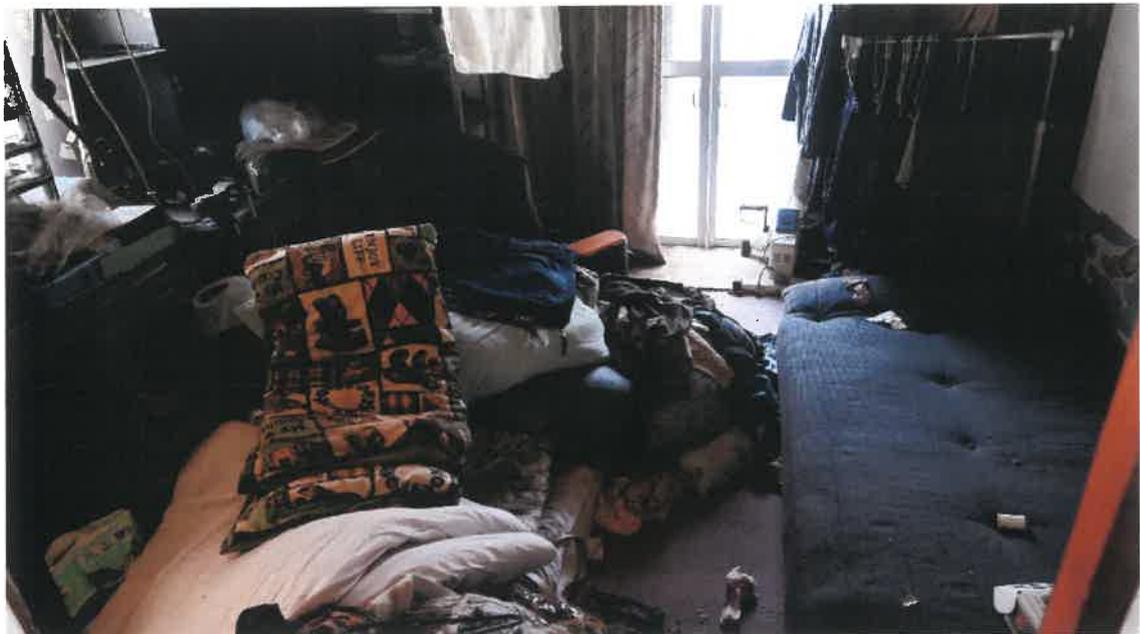


写真⑭

天井板の
剥がれ・雨
漏り跡の
状況



写真⑮



写真⑯

天井板の補修・剥がれ・雨漏り跡の状況



写真⑰



写真⑱



写真⑲



写真⑳



油分離槽

写真⑳



写真㉑

物件1土地
(南西端側)



市道

写真㉒

ブロック積の
破損状況
(北端側)

物件2建物の
壁面の亀裂・破損状況



(15枚目)

BIT

令和 7年(ケ)第 58号
令和 7年12月16日現地調査
令和 8年 1月16日評価
現況調査担当 佐藤 浩二 執行官

宮崎地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
菅 野 道 雅

第1 評価額

一 括 価 格	
金 9, 3 7 7, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 8, 1 3 2, 0 0 0 円
物件2 (建物)	金 1, 2 4 5, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目積	宮崎市清武町加納字家次 乙191番7 宅地 310.00㎡	特記事項欄参照のこと
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	宮崎市清武町加納字家次 乙191番 地7 乙191番7 居宅・工場 鉄骨造スレート葺平家建 140.74㎡	ほぼ登記記載のとおり
特記事項			
<p>※物件1土地の地積について 法務局に備え付けられた本土地の地積測量図（昭和41年作製）によると、地積は311.56㎡で、登記地積と若干異なっている。その原因を法務局に確認したものの、当時の申請書等の資料が残っておらず、詳細については不明であった。そのため、評価にあたってはやむを得ず登記地積を採用した。</p> <p>※機械・器具類について 物件1土地の南側には自動車修理工場から出た排水を水と油に分離する設備（油分離槽）が設置されているが、その構造や製作者、製造年月等については不明で相当老朽化していることから経済価値はないと判断される。</p>			
住居表示	「住居表示未実施」		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R日豊本線「加納」駅の北東方・直線距離約540m 宮崎交通「下加納」バス停の北東方・道路距離約50m (別添「位置図」参照)			
付近の状況	近隣は宮崎市清武総合支所の北東方約3.2km(直線距離)、県道宮崎北郷線沿いに各種店舗やアパート等が建ち並ぶ商業地域である。付近の土地利用は安定しており、当分の間、現状維持で推移するものと予測される。			
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他	市街化区域 準住居地域 60% 200% -	(立地適正化計画)都市機能誘導区域外、居住誘導区域内	
画地条件	間口：約25m 奥行：約12m(北東側) 形状：ほぼ台形 境界：ブロック積や側溝等の利用状況で概ね確認できる。 高低差：南側市道より約1.7m程度高い。			
接面道路の状況	北西側 台帳幅員約12m 舗装県道宮崎北郷線 南側 有効幅員約3m 舗装市道あさひ12号線 (宮崎市建築行政課によると、南側の市道は建築基準法上の道路に該当しない可能性が高い)			
土地の利用状況等	物件2居宅・工場の敷地として利用されている。 その詳細については「現況調査報告書」記載のとおり。			
供給処理施設		前面道路の敷設	対象物件への接続	備考
	上水道	あり	あり	特記事項参照のこと
	下水道	あり	未接続	-
	都市ガス	なし	なし	-
災害等の危険性	国土交通省重ねるハザードマップ(評価時点)によると、 津波ハザード・洪水ハザード・高潮ハザード：特になし 宮崎県土砂災害警戒区域等マップ(評価時点)によると、 土砂災害警戒区域等：特になし			
埋蔵文化財の有無及びその状態	宮崎市教育委員会文化財課によると、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外であるため、文化財保護法上の手続きは不要だが、工事中に遺跡を発見した場合には速やかに同課まで連絡する必要があるとのこと。			
土壌汚染の有無及びその状態	宮崎市環境指導課からの聞き取りによると、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染指定区域に該当しないほか、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設の届出もないが、自動車修理工場として利用されていたことから土壌汚染リスクは存するものの、汚染の程度は不明である。			
特記事項	※宮崎市上下水道局での調査によると、上水道は接面する県道の西側歩道付近に敷設された本管から本土地まで引き込まれている。 ※本土地の南西側部分に看板2本が存する。			

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	居宅・工場
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：昭和50年10月5日新築 経過年数：約50年 経済的残存耐用年数：－
仕 様	構 造：鉄骨造平家建 屋 根：スレートぶき 外 装：スレート、亜鉛鋼板 内 装：合板ほか 天 井：張天井ほか 床 : ジュータン敷き、タタミほか 設 備：電気、給排水、汲み取り
床面積(現況)	ほぼ登記記載のとおり
現況用途等	現況用途：居宅・工場 間取り：後添「間取図」参照
品 等	総 合：劣る 使用資材：劣る 施 工：劣る
保守管理の状態	老朽化顕著 天井板が破損し、雨漏りしている。 外壁や内装に破損箇所が多数ある。
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり。
特 記 事 項	※宮崎市建築行政課で調査したところ、昭和50年の新築時に建築確認を受けた記録は残っていたが、完了検査を受けた記録は確認できなかった。 ※対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ※工場内には「有機溶剤等使用の注意事項」と題する警告板があるため、工場内外で有機溶剤を使っていたと推測される。 ※工場内には屋根裏物置がある。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格(円) ア×イ×ウ×エ
1	58,800	1.02	310.00	0.90	16,733,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 宮崎（県）5-13

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $66,000\text{円}/\text{㎡} \times 100.6/100 \times 100/100 \times 100/113 \approx 58,800\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：補正なし

◇地域格差：交通接近+3%、環境+10% 相乗積1.13

イ 個別格差：角地2%

ウ 地 積：登記数量を採用した。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費等に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	150,000	140.74	0.03	633,000

ウ 現価率：経過年数及び保存状態等より残価率3%相当と判定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合		及ぶ 範囲 ウ	土地利用権等価格(円)
	ア	イ			ア×イ×ウ
1	16,733,000	物件2の 敷地占有利益	0.10	1.00	1,673,000

イ 土地利用権等割合：敷地利用権を敷地占有利益と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)		占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額(円)
	ア	イ					(ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	16,733,000	－)	1,673,000		0.90	0.60	8,132,000
2	633,000	＋)	1,673,000	1.00	0.90	0.60	1,245,000
一括価格(合計)							9,377,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：工場敷地で土壌汚染の程度は不明も価値低下を反映させた。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 標準画地価格の査定

地価調査価格 宮崎（県）5-13

所 在：宮崎市清武町加納3丁目21番

価 格：66,000円/㎡

位 置：JR加納駅800m

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：275㎡

供給処理施設：水道・下水

接 面 街 路：北西17m市道

用途指定等：準住居地域(建ぺい率60%・容積率200%)

地域の概要：準幹線道路沿いに店舗や営業所が連たんする商業地域

2 固定資産税価格（令和7年度公課証明書による）

物件1 10,423,750円

物件2 1,514,431円

第7 附属資料

1. 位置図
2. 公図
3. 地積測量図（縮小）
4. 建物図面
5. 土地建物位置関係図
6. 間取図
7. 写真

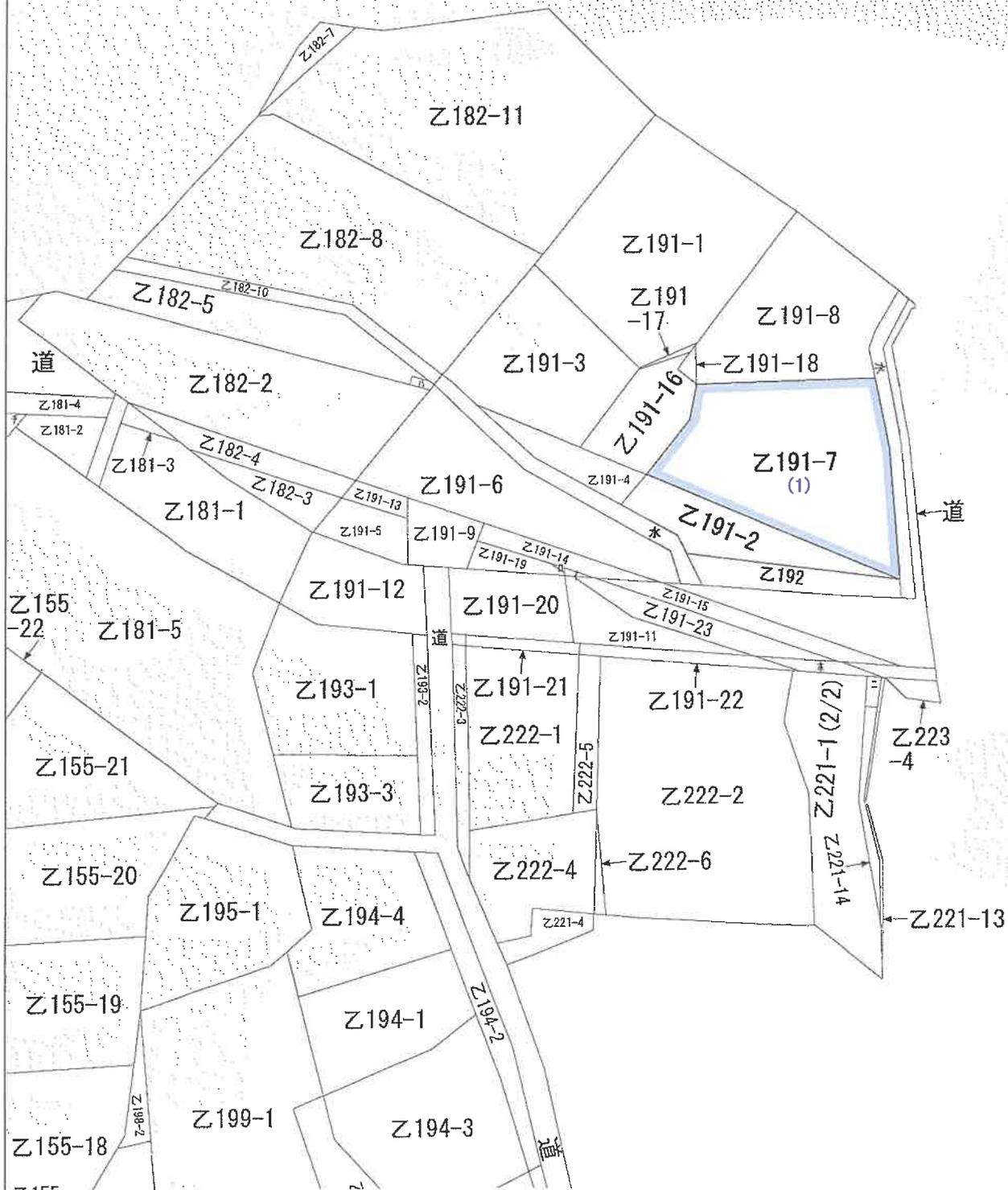
以 上

位置図



公 図

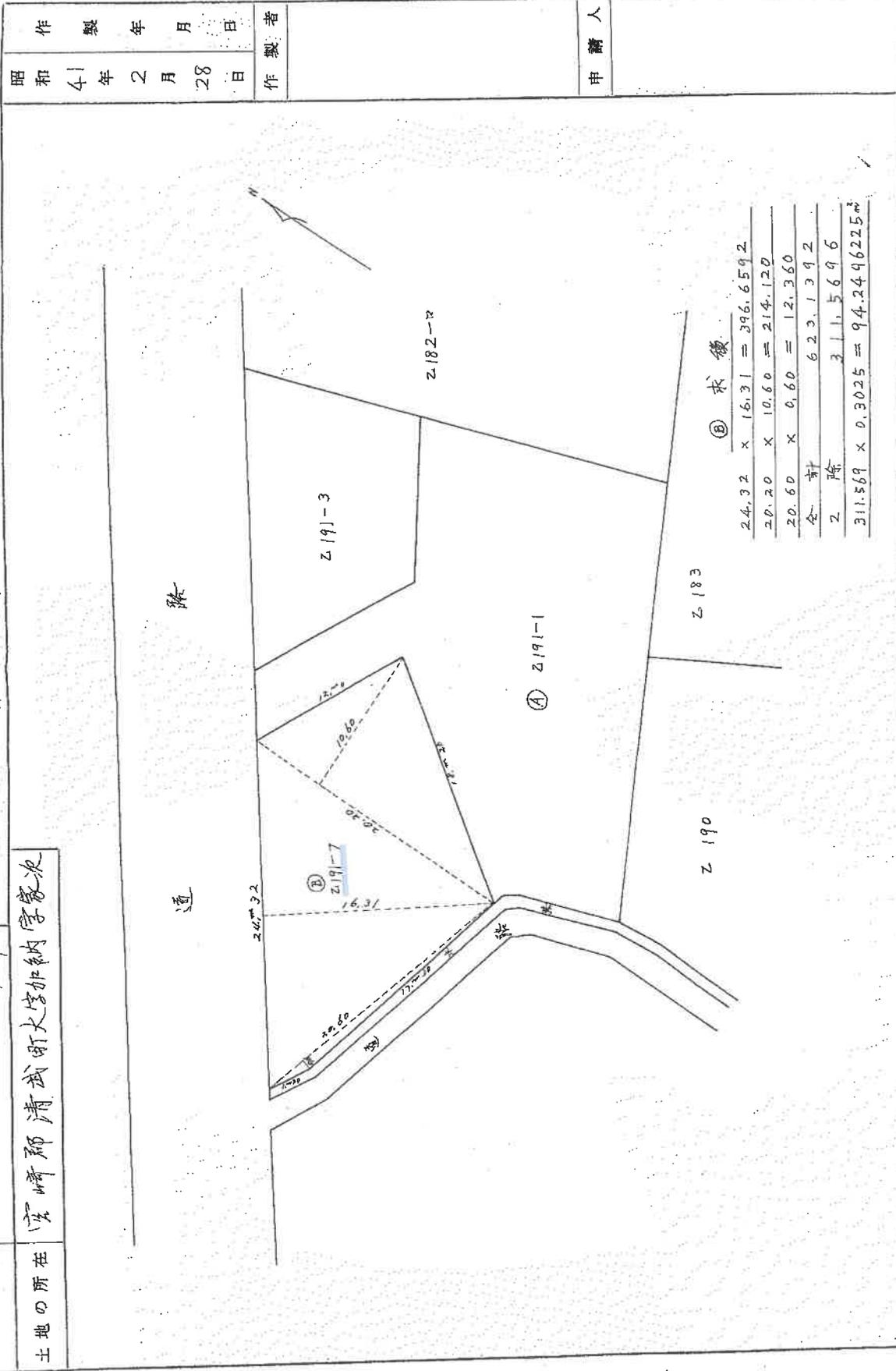
イ Z191-10 ハ Z182-6 ホ Z191-24 ト Z201-2
 ロ Z191-25 ニ Z221-15 ヘ Z199-1 チ Z155-3



新 測量図 前乙191-1後 平成41年3月1日登記

地番 乙191-1-7-1

土地の所在 宮崎郡清武町大字加納字家次



作製年月日 昭和41年2月28日

申請者

縮尺 1/300

(全国土地家屋調査士連合会 用紙)

宮崎地方事務局 『地積測量図(縮小)』

097629

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。 令和7年8月6日 宮崎地方事務局 登記官

登記年月日：昭和52年5月10日

平[○]昭52年5月10日

家屋番号	191-7
建物の所在	宮崎郡清武町大字加納字家次乙 ¹⁹¹⁻⁷ 番地 ⁵

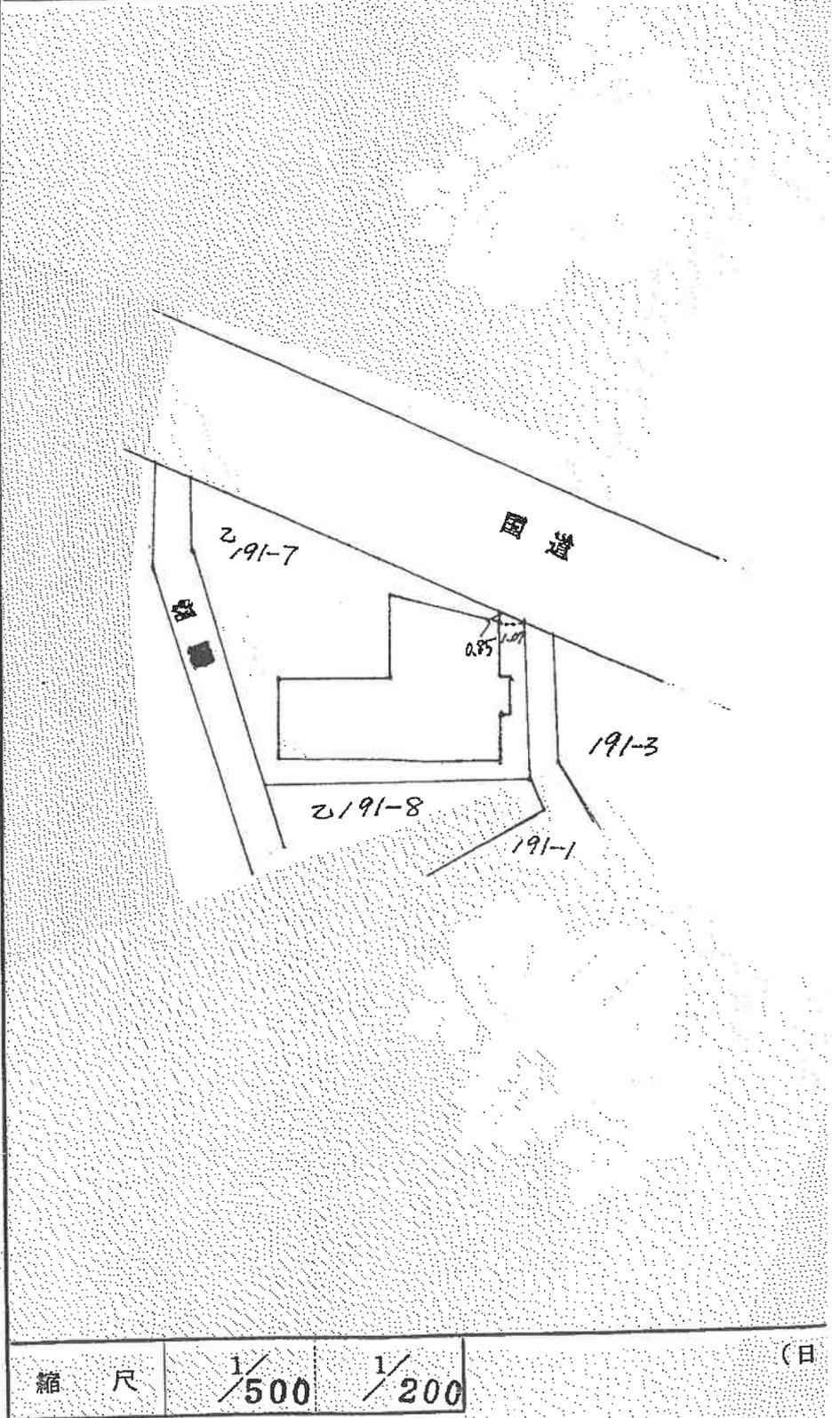
令和7年12月9日

宮崎地方務局

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

登記官

(日調連15)



(日)

物 図 面 図
平 面 図



床面積

$$\begin{array}{r}
 2.90 \times 0.60 = 1.740 \\
 \hline
 \left\{ (10.20 + 12.10) \times \frac{1}{2} \right\} \times 8.00 = 89.20 \\
 6.00 \times 8.30 = 49.80 \\
 \hline
 \text{計} = 140.74 \text{ (m}^2\text{)}
 \end{array}$$

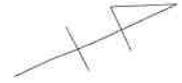
昭和 52 年 4 月 27 日
作製年月日

作製者

申請人

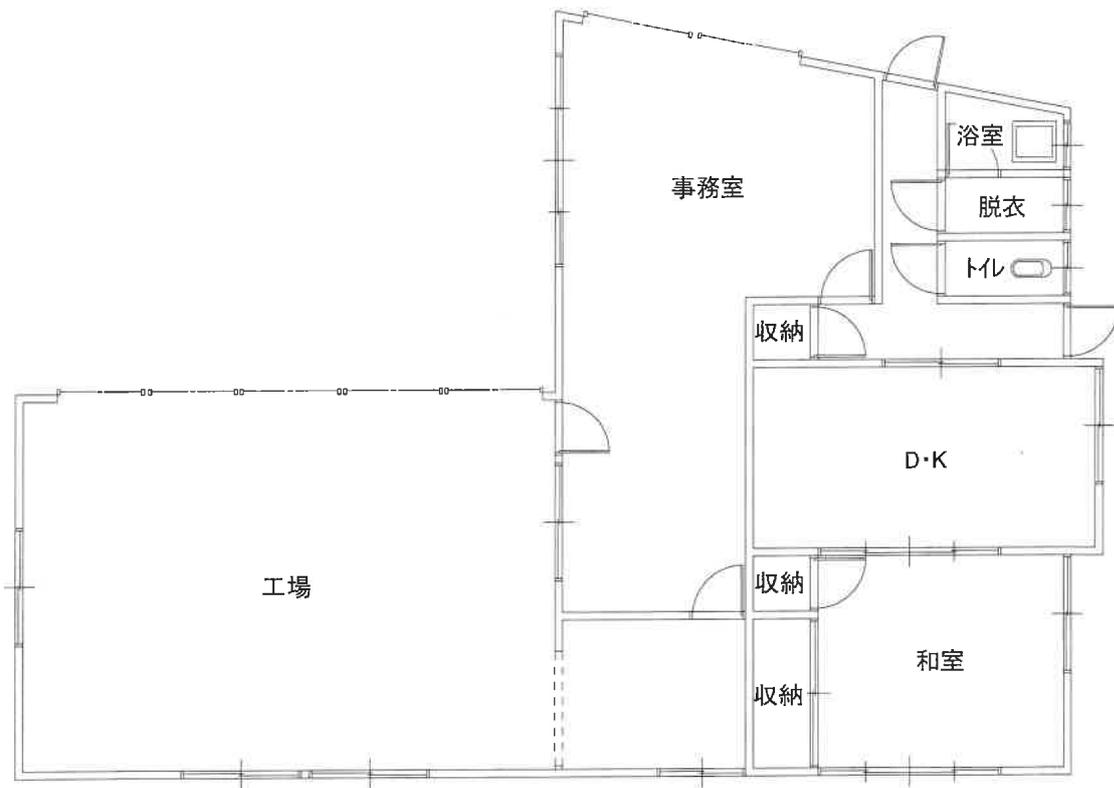
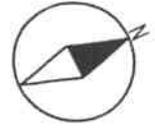
昭和五十二年五月二〇日

土地建物位置関係図



※この図面は土地、建物等の位置を概略的に表示したものであり、境界等を確定するものではありません。

間取図



物件2



【北西方より】

物件1

物件2



【南方より】

物件1